

## ～令和8年度 介護保険料の特例措置について～

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられました。この税制改正により保険料収入が減少すると、介護保険制度における第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の事業運営に支障が出るため、令和8年度の介護保険料の算定に限り、税制改正前の基準で計算します。この特例措置により、令和7年度は住民税課税で令和8年度は住民税非課税となる場合でも、介護保険は課税区分として判定することがあります。

### 対象となる方

第1号被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日時点において甲賀市に住民登録がある方
- ・令和7年中（令和7年1月～12月）の給与収入が55万1,000円以上190万円未満である方

※上記に当てはまらない方（年金収入のみの方等）は、影響を受けません。

### 具体例

単身世帯、令和7年中の給与収入が100万円で、ほかの収入が無い場合

	合計所得金額	課税区分
市町村民税	35万円（給与所得控除額65万円）	非課税
介護保険料	45万円（給与所得控除額55万円）	課税（第6段階）

※給与収入のみの場合、甲賀市では103万円までが市町村民税非課税となりますが、介護保険料においては従前のおり93万円までを非課税ラインとして扱います。

### 特例減免について

令和7年度に住民税非課税であった方が、給与所得控除額の引き上げ分の範囲内で給与収入が増えた場合には、税制改正前の控除額で判定すると介護保険料が引き上げられる場合があります。このような税制改正の影響による保険料の上昇を避けるため、令和8年度に限り、対象となる方は保険料を住民税非課税の段階まで減免する特例減免を実施します。

※市町村民税の情報をもとに自動適用するため、個別の申請は不要です。

※特例減免対象者の方については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知します。

### 適用期間について

この特例措置は令和8年度のみの措置です。

令和9年度以降は、税制改正後の基準により算定します。

＜問い合わせ先＞

甲賀市健康福祉部介護保険課

TEL：0748-69-2166（直通）

FAX：0748-63-4085